

漁業復興支援運営事業実施要領

23水管第1819号

平成23年11月21日

水産庁長官通知

一部改正

24水管第262号

平成24年4月20日

30水推第1326号

平成31年3月29日

第1 趣 旨

この事業は、東日本大震災により悪影響を受けた漁業の操業体制を再構築し、産地市場の価格の低迷、燃油や資材価格の高騰によるコストの増大及び国際規制の強化等の中で、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁業経営体を育成するため、中央及び地域に官民連携による漁業復興プロジェクトを立ち上げ、震災からの復興に向けて大きく前進するとともに、収益性の高い操業体制へ転換するための漁業復興計画の策定及びその認定等を行うものである。

第2 漁業復興プロジェクト本部運営事業

1 漁業復興プロジェクト本部の設置

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（1）のアの漁業復興プロジェクト本部の設置は、以下に定めるところによる。

（1）組織

ア 中央協議会

（ア）中央協議会の委員は、生産、流通、造船、経営等の幅広い分野から選任するものとし、特定分野に偏らないよう組織するものとする。

（イ）中央協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

（ウ）会長は、中央協議会の会務を総理するものとする。

（エ）中央協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

（オ）委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（カ）委員は、再任されることができないものとする。

（キ）委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。

- ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
- ② 破産の宣告を受けたとき
- ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき

- ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
(ク) 中央協議会には、専門的な事項を処理するための専門部会を設置できるものとする。

イ 事務局

事業実施主体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、漁業・養殖業復興支援事業の適切かつ円滑な運営のため、専属の事務局を設置するものとする。

(2) 手続等

- ア 水漁機構は、漁業復興プロジェクト本部を設置しようとするときは、別紙様式例1を参考に漁業復興プロジェクト本部設置要綱を作成の上、別記様式第1号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- イ 漁業復興プロジェクト本部設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。
- (ア) 中央協議会の組織、職務及び運営
 - (イ) 事務局の組織及び職務
 - (ウ) 中央協議会委員名簿及び事務局員責任者の氏名
- ウ 水漁機構は、水産庁長官の承認を受けた漁業復興プロジェクト本部設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。
- エ 水漁機構は、別記様式第2号により、年度ごとに漁業復興プロジェクト本部運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- オ 水漁機構は、エの承認を受けた実施計画の上半期の実施状況について、別記様式第3号により、毎年10月31日までに水産庁長官に報告するものとする。
- カ 水産庁長官は、必要と認めるときは、水漁機構に対し、漁業復興プロジェクト本部の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- キ 水産庁長官は、カによる指示にもかかわらず、漁業復興プロジェクト本部の運営が改善されない場合には、アの承認を取り消すことができるものとする。

2 漁業復興計画の認定

実施要綱第3の1の(1)のイの認定手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 水漁機構は、第3の3の(2)の漁業復興計画書の提出があったときは、速やかに中央協議会にこれを諮るものとする。
- (2) 中央協議会が、漁業復興計画について実施要綱第3の1の(1)のイの基準を満たすものと認めて認定を行おうとするときは、水漁機構は別記様式第4号により水産庁長官に協議するものとする。
- (3) 水漁機構は、水産庁長官から漁業復興計画を認定することについて異存がない旨の通知を受けたときは、漁業復興計画の申請者に対して別記様式第5号により漁業復興計画が認定されたことを通知するものとする。

また、水産庁長官から漁業復興計画について変更の指示があった時は、再度中央協議

会に諮るものとする。

(4) 認定漁業復興計画についての変更の申請があったときは、(1) から (3) までに準じて処理するものとする。

(5) 水漁機構は、(3) により認定された漁業復興計画（以下「認定漁業復興計画」という。）の実施状況について定期的に調査を行い、進捗が著しく遅れている場合又は実施内容に計画と齟齬がある場合には、改善を命令することとし、改善がされない場合には、水産庁長官に協議の上、認定漁業復興計画を取り消すものとする。

3 地域漁業復興プロジェクトに係る指導・助言等

実施要綱第3の1の(1)のウの指導・助言等は、以下に定めるところによる。

(1) 水漁機構は、地域漁業復興プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ及び地域漁業復興プロジェクトを支援するため、相談窓口を設けるとともに、現地での説明・指導等を行うものとする。

(2) 水漁機構は、地域漁業復興プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ及び地域漁業復興プロジェクトに対し、必要と判断される場合には専門家による指導・助言、調査・研究及び漁船や供給システムの設計等の支援を行うことができるものとする。

(3) 水漁機構は、(1) 及び (2) を行うに当たり、予めその事務手続等に関する規定を作成し、別記様式第6号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

4 実施結果報告

水漁機構は、別記様式第7号によりこの事業実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官に提出するものとする。

第3 地域漁業復興プロジェクト運営事業

1 助成金の交付

実施要綱第3の1の(2)の助成金の交付手続は、以下に定めるところによる。

(1) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、2の(2)のエにより地域漁業復興プロジェクト運営事業の実施計画の承認を受けた場合には、速やかに水漁機構に対して別記様式第8号により助成金の交付申請を行う。

(2) 水漁機構は、地域漁業復興プロジェクト運営者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、地域漁業復興プロジェクト運営者に対して別記様式第9号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(3) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、経済的な都合等により概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第10号により概算払請求書により請求するものとする。

(4) 水漁機構は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、事業終了後、別記様式第11号の精算払請求書に2の(2)のカの事業実施結果報告書を添付して水漁機構に助成金の交付を請求する

ものとする。

- (6) 水漁機構は、事業実施結果報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第12号により地域漁業復興プロジェクト運営者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (7) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- (8) 水漁機構は、地域漁業復興プロジェクト運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に地域漁業復興プロジェクト運営者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

2 地域漁業復興プロジェクトの設置

実施要綱第3の1の(2)のアの地域漁業復興プロジェクトの設置については、以下に定めるところによる。

(1) 組織

ア 地域漁業復興協議会

- (ア) 地域漁業復興協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (イ) 会長は、地域漁業復興協議会の会務を総理するものとする。
- (ウ) 地域漁業復興協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (エ) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オ) 委員は、再任されることができるものとする。
- (カ) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (キ) 地域漁業復興協議会には、その円滑な運営のため、課題ごと、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができるものとする。

イ 中小漁業経営支援協議会

実施要綱第3の1の(2)のオの中小漁業経営支援協議会の設置については、中小漁業経営支援協議会について(平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知)に定めるところによるものとする。

(2) 手続等

- ア 地域漁業復興プロジェクト運営者は、地域漁業復興プロジェクトを設置しようとするときは、別紙様式例2を参考に地域漁業復興プロジェクト設置要綱を作成の上、別記様式第13号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

- イ 地域漁業復興プロジェクト設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。
- a 地域漁業復興協議会の組織、職務及び運営
 - b 事務局の組織及び職務
 - c 地域漁業復興協議会の委員及び事務局員責任者の氏名
- ウ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、水産庁長官の承認を受けた地域漁業復興プロジェクト設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。ただし、地域漁業復興協議会の構成員のみの変更及び部会の設置の場合には、遅延なく水産庁長官へ報告することで足りるものとする。
- エ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、別記様式第14号により、毎年度の地域漁業復興プロジェクト運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- オ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、エの承認を受けた実施計画を変更する場合には、エに準じて処理するものとする。ただし、地域漁業復興協議会の部会の設置等の予算額の変更を伴わない変更の場合には、遅延なく水産庁長官へ報告することで足りるものとする。
- カ 地域漁業復興プロジェクト運営者は、別記様式第15号により事業実施結果報告書を作成し、毎年度事業終了後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。
- キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、地域漁業復興プロジェクト運営者に対し、地域漁業復興プロジェクトの運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- ク 水産庁長官は、キによる指示にもかかわらず、地域漁業復興プロジェクトの運営が改善されない場合には、ア又はエの承認を取り消すことができるものとする。
- ケ ア及びウからカまでの申請は、水漁機構を經由して提出するものとする。

3 漁業復興計画の作成

実施要綱第3の1の(2)のウの漁業復興計画の作成は、以下に定めるところによる。

- (1) がんばる漁業復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の1の(1)及び(2)の事業に係る漁業復興計画は別添1によるものとし、同(3)の事業に係る漁業復興計画は別添2によるものとする。
なお、海区や漁業種類等ごとに複数の漁船又は船団が同一の漁業復興計画に基づき取組を実施する場合には、別添3により全体的な漁業復興計画を作成するとともに、別添1又は別添2により漁船又は船団ごとの個別の漁業復興計画を作成するものとする。
- (2) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、策定した漁業復興計画の認定を受けようとする場合には、別記様式第16号に(1)の漁業復興計画書を添付して中央協議会に提出するものとする。
- (3) 地域漁業復興プロジェクト運営者は、認定漁業復興計画を変更しようとする場合には、別記様式第17号に変更後の漁業復興計画書を添付して中央協議会に提出し、その認定を受けなければならない。
- (4) 漁業復興計画は、2の(1)のアの(キ)により設けた部会ごとに作成することができるものとする。

4 助成金交付実績報告

水漁機構は、別記様式第18号により、地域漁業復興プロジェクト運営者に対して交付した助成金の実績を、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

第4 守秘義務

水漁機構、地域漁業復興プロジェクト運営者の役職員、中央協議会、地域漁業復興協議会の委員、事務局員又はこれらの職にあった者は、本事業の実施に当たり、漁業者、金融機関等から入手した漁業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

附 則（平成31年3月29日水推第1326号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定された漁業復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

【別記様式第1号】

漁業復興プロジェクト本部設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた漁業を復興するため、別紙のとおり漁業復興プロジェクト本部設置要綱を定め、これに基づき漁業復興プロジェクト本部を設置したいので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第2号】

漁業復興プロジェクト本部運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の漁業復興プロジェクト本部運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針

2. 中央協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備考
合 計		

4. その他

【別記様式第3号】

漁業復興プロジェクト本部運営事業上半期状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度漁業復興プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり上半期の状況報告をとりまとめたので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の1の（2）のオの規定に基づき、提出します。

記

1. 実施状況

(1) 概要

(2) 中央協議会開催実績

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域漁業復興プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の使用状況

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

2. 今後の予定

(1) 概要

(2) 中央協議会開催予定

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域漁業復興プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の予定見込額

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

【別記様式第4号】

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定に係る協議について

平成 年 月 日付けで下記の地域漁業復興プロジェクト運営者から別添（写し）のとおりに漁業復興計画の認定申請があり、平成 年 月 日の中央協議会においてこの計画の内容について審査した結果、当該漁業復興計画を漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定をすることが妥当であるとされたことから、当該地域漁業復興プロジェクト運営者に対し、別紙の認定書を交付したく、漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき、協議します。

※地域漁業復興プロジェクト運営者から提出された計画書及び認定書（案）を添付すること。

~~~~~  
【別記様式第5号】

番 号  
年 月 日

地域漁業復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定について

平成 年 月 日付け（番号）で貴殿から申請のあった漁業復興計画については、平成 年 月 日に開催された中央協議会の審査の結果、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※認定書を添付のこと。

【別記様式第 6 号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

地域漁業復興プロジェクトに係る支援要領の制定に関する承認申請書

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成 23 年 1 月 21 日付け 23 水管第 1818 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の（1）のウの規定に基づいて行う指導・助言等の支援について、別紙のとおり地域漁業復興プロジェクトに係る支援要領を作成したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成 23 年 1 月 21 日付け 23 水管第 1819 号水産庁長官通知）第 2 の 3 の（3）の規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第7号】

漁業復興プロジェクト本部運営事業実施結果報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の漁業復興プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の4の規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要

2. 中央協議会開催実績

| 開催時期 | 協議内容 | 備考 |
|------|------|----|
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |

3. 地域漁業復興プロジェクトへの指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分実績

| 経費区分 | 事業費 | 備考 |
|------|-----|----|
| 合 計  |     |    |

5. その他

【別記様式第8号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

| 項 目 | 必要な助成金の額 | 概算払い | 備 考 |
|-----|----------|------|-----|
| 合 計 | 円        | 有・無  |     |

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2. 振込先

【別記様式第9号】

地域漁業復興プロジェクト運営事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

地域漁業復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴組合（会）が行う〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（2）の規定に基づき、通知する。

【別記様式10号】

平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 残額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|---------------|----|
| 合 計 |              |             |              |               |    |

【別記様式11号】

平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成年度の地域復興プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（5）の規定に基づき、精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 不要額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|----------------|----|
| 合 計 |              |             |              |                |    |

【別記様式第 1 2 号】

平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業の助成金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

地域漁業復興プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業の助成金の額は金 円に確定したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（6）の規定に基づき、通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

~~~~~  
【別記様式第 1 3 号】

地域漁業復興プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
（水漁機構経由）

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた漁業を復興するため、別紙のとおり〇〇地域漁業復興プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の漁業復興プロジェクトを設置したいので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第14号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 年 月 号 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域漁業復興プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている漁業種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 漁業復興計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域漁業復興協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

9. その他

【別記様式第15号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のカの規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. プロジェクトの対象とした漁業種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における漁業復興計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日も記入
5. 地域漁業復興協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)
8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

9. その他

【別記様式第16号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定申請書

このことについて、別紙漁業復興計画書のとおり〇〇地域漁業復興プロジェクトにおける漁業復興計画を策定したので、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定を受けたく、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定に基づき、提出します。

~~~~~  
**【別記様式第17号】**

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定された当該地域の漁業復興計画について、（理由を簡単に記載）のため内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の漁業復興計画書を作成したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定に基づき、提出します。

~~~~~  
【別記様式第18号】

平成 年度地域漁業復興プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域漁業復興プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績を下記のとおりとまとめたので報告します。

記

（単位：円）

地域漁業復興 プロジェクト 運営者名	交付決定		概算払		助成金確定額
	金 額	年月日	金 額	年月日	
合 計 額					

【別添 1】

整理番号	
------	--

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書

地域漁業復興 プロジェクト名称			
地域漁業復興 プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者の役 職及び氏名		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度
事業の種類	※		

※「新船導入による収益性改善の事業」又は「既存船活用による収益性回復の事業」のいずれかを記入すること。

1 目的

- ※ 震災の悪影響により収益性が悪化していることについて明確な因果関係があることを示すとともに、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への転換を図る必要があることを記載。

2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要等を記載

3 計画内容

(1) 参加者等名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載

(2) 復興のコンセプト

<生産に関する事項>

- ※ 福島県への水揚げの回復に向けた取組を記載すること。

<流通・販売に関する事項>

- ※ 生産から流通・販売に至る販路の回復や風評の払拭のための取組を記載すること。

<支援措置（がんばる漁業復興支援事業、その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 復興の取組み内容

大事項	中事項	震災前の状況と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	効果の根拠
			⋮		
			⋮		
			⋮		

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、生産、流通・加工等、当該取組みが洋上ものか陸上ものかわかる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組みがどのような効率化に係る取組かわかる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組みを行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、取組により見込まれる効果について、震災前の状況と比較した数値により記載すること。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域漁業復興プロジェクトにおける検討資料等、詳細がわかる資料を別途添付すること。

(4) 復興の取組み内容と支援措置の活用との関係

① がんばる漁業復興支援事業

- ・取組記号： ※(3)で用いた取組記号を記載。
- ・事業実施者：
- ・契約漁業者： ※契約漁業者名の他、可能な範囲で船名、船舶の所有者名、総トン数等の船舶に関する情報を記載（事業実施者自らが事業を行う場合には、その旨を記載し船舶に関する情報を記載）。
- ・実施年度：

② その他関連する支援措置

取組記号	支援措置、制度資金名	復興の取組み内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」の欄には、国産水産物安定供給推進事業、水産物流通構造改革事業、強い水産業づくり交付金の活用による水産物供給施設等の整備等、活用を予定する支援措置の名称を記入すること。

(5) 取組みのスケジュール

① 漁業復興計画工程表

年度	23	24	25	26	27

<記入に当たって>

- ・(3)における取組記号を用い、検討・導入期間を点線で、実施・普及期間を実線 ———— で記入すること。
- ・改革の取組みにより想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。

② 復興の取組による波及効果

4 漁業経営の展望（新船導入による収益性改善の場合）

<経費等の考え方>

- ※ 漁業種類ごとに漁業復興計画に参加する漁業者の操業の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性改善の目標

(単位：水揚量はt、その他は千円)

	震災前の 状況	復興1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 水揚量 水揚高 経費 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、漁業復興計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

(2) 次世代船建造の見通し

償却前利益 百万円	×	次世代船建造 までの年数 年	>	船価 百万円
--------------	---	----------------------	---	-----------

※ 「償却前利益」は、復興5年目の数値、復興3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しにより記載すること。

(参考) 漁業復興計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

4 漁業経営の展望（既存船活用による収益性回復の場合）

<経費等の考え方>

※ 漁業種類ごとに漁業復興計画に参加する漁業者の操業の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性回復の目標

(単位：水揚量はt、その他は千円)

	震災前の 状況	復興1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 水揚量 水揚高 経費 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 租公課 販売経費 一般管理費						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、漁業復興計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

(2) 収益性回復の評価

償却前利益について、地域の実情に応じて代船の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

※ 「償却前利益」は、復興5年目の数値、復興3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しにより記載。

(参考) 漁業復興計画の作成に係る地域漁業復興プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【別添 2】

整理番号	
------	--

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書

地域漁業復興 プロジェクト名称			
地域漁業復興 プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者の役 職及び氏名		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度
事業の種類	漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業		

1 目的

- ※ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、操業又は漁業経営に支障を来していることを示すとともに、本格的な操業の再開に向けて収益性の高い操業体制への転換を図る必要があることを記載すること。

2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、試験操業・販売の状況等を記載すること。

3 計画内容

(1) 参加者等名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

(2) 復興のコンセプト

<操業・生産に関する事項>

- ※ 試験操業を通じて行う本格的な操業の再開に向けた取組を記載すること。

<流通・販売に関する事項>

- ※ 生産から流通・販売に至る販路の回復や風評の払拭のための取組を記載すること。

<支援措置（がんばる漁業復興支援事業その他国庫補助事業、制度資金等）の活用に関する事項>

(3) 復興の取組内容

大事項	中事項	震災前から現在までの状況と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	効果の根拠

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、生産、流通・加工等、当該取組が洋上のものか陸上のものかわかる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組がどのような効率化に係る取組かわかる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組を行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、取組により見込まれる効果について、震災前の状況と比較した数値により記載すること。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域漁業復興プロジェクトにおける検討資料等、詳細がわかる資料を別途添付すること。

(4) 復興の取組内容と支援措置の活用との関係

① がんばる漁業復興支援事業

- ・取組記号： ※(3)で用いた取組記号を記載すること。
- ・事業実施者：
- ・契約漁業者： ※契約する予定の漁業者の氏名又は名称のほか、可能な範囲で事業に用いる漁船の船名、所有者名、総トン数等を記載すること。
- ・実施年度：

② その他関連する支援措置

取組記号	補助事業、制度資金等名	復興の取組内容との関係	事業実施者(借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「補助事業、制度資金等名」の欄には、活用する予定の支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業等についても記載すること。

(5) 取組のスケジュール

① 漁業復興計画工程表

取組記号	取組内容	年度				
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度・・・

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記載すること。
- ・「年度」欄には、1年目(1期目)から5年目(5期目)までに対応する年度を記載し、検討・導入期間を点線…で、実施・普及期間を実線で記入すること。また、漁船ごとにスケジュールが異なる場合は、その内容が分かる工程表を作成すること。

② 復興の取組による波及効果

4 漁業経営の展望

<経費等の考え方>

※ 漁業復興計画に参加する漁業者の操業の概要、生産回復の見込みとその考え方を記載すること。

(1) ○○漁業における生産回復の目標

(単位：水揚量はトン)

	震災前の 状況	現在	復興 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
操業日数 操業回数							
水揚量 (魚種別内訳)							

<記入に当たって>

現在の試験操業の状況や流通の実態を踏まえた目標を記載すること。

(2) 生産回復の評価

<記入に当たって>

・水揚量の回復について、震災前の状況や現状の水産物の生産・流通体制の状況を踏まえた評価を記載すること。

・「水揚量」は、復興5年目の数値、復興3年目から5年目までの平均値等に基づき記載すること。

(3) ○○漁業における収支の状況

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前 の状況	現状	復興 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収 入							
収入合計							
水揚量							
水揚高							
その他の収入							
経 費							
経費合計							
(減価償却費を除く)							
人件費							
燃油代							
修繕費							
漁具費							
保険料							
公租公課							
販売経費							
その他経費							
減価償却費							
利 益							
償却前利益							

<記入に当たって>

- ・同一漁業種類であっても、漁業復興計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。
- ・段階的に船団構成を変更する場合は、それが分かるように作成すること。

(参考) 漁業復興計画の作成に係る地域漁業復興プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【別添 3】

整理番号	
------	--

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書

地域漁業復興 プロジェクト名称			
地域漁業復興 プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者名		
	住 所		
計画策定年月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

※ 震災の悪影響により収益性が悪化していることについて明確な因果関係があることを示すとともに、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への転換を図る必要があることを記載。

2 地域の概要

※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要等を記載。

3 計画内容

※ 「漁業生産関係」「加工・流通関係」等、項目を立てて記載。

4 復興・改革スケジュール

※ 3の計画内容の取組のスケジュールについて記載。

5 将来展望

6 参加者名簿

※ 漁業関係、流通・加工、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載（別添として資料を添付しても可）。

※必要に応じ資料を添付すること。

(別紙様式例1)

漁業復興プロジェクト本部設置要綱

(設置)

第1 特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)は、漁業復興プロジェクト本部を設置する。

(組織及び任務等)

第2 漁業復興プロジェクト本部は、漁業復興プロジェクト中央協議会(以下「中央協議会」という。)及び事務局から構成されるものとする。

1 中央協議会

- (1) 中央協議会は、別表の1の委員をもって組織する。
- (2) 中央協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (3) 会長は、中央協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 中央協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、中央協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるものとする。
- (6) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることが出来るものとする。
- (8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (9) 中央協議会は、地域漁業復興プロジェクトの作成する漁業復興計画の審議及び認定を行うものとする。
- (10) 中央協議会には、〇〇部会を設置する。
 - ① 〇〇部会は、別表の2の委員をもって組織する。
 - ② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から中央協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。
- (2) 事務局は、漁業復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

(秘密保持義務)

第3 〇〇〇(漁業者団体名)の役員、職員、中央協議会委員、事務局員、(専門部会委員)又はこれらの職にあった者は、漁業復興プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 中央協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職 氏 名

(別紙様式例2)

〇〇地域漁業復興プロジェクト設置要綱

(設置)

第1 〇〇〇【地域漁業復興プロジェクト運営者名】は、〇〇地域漁業復興プロジェクトを設置する。

(組織及び任務等)

第2 〇〇地域漁業復興プロジェクトは、地域漁業復興プロジェクト協議会（以下「地域漁業復興協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）から構成されるものとする。

1 地域漁業復興協議会

- (1) 地域漁業復興協議会は、別表の1の委員をもって組織する。
- (2) 地域漁業復興協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (3) 会長は、地域漁業復興協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 地域漁業復興協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、地域漁業復興協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるものとする。
- (6) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることができるものとする。
- (8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (9) 地域漁業復興協議会は、〇〇地域漁業復興プロジェクトにおける漁業復興計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された漁業復興計画の実施に必要な指導・助言等を行うものとする。
- (10) 地域漁業復興協議会には、〇〇部会を設置する。
 - ① 〇〇部会は、別表の2の委員をもって組織する。
 - ② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域漁業復興協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。
- (2) 事務局は、〇〇地域漁業復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載）

別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第3 〇〇〇（漁業者団体名）の役員、職員、地域漁業復興協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、地域漁業復興プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域漁業復興協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職 氏 名